

第2次防府市図書館サービス振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年(2021年)3月
防府市教育委員会

目 次

第1章	第2次防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって	
1	計画の趣旨	1
2	計画の理念	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象	2
第2章	第1次防府市図書館サービス振興基本計画における取組・成果	3
1	誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館	3
2	地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館	11
3	生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館	12
4	地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館	14
5	様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館	
6	子どもたちの読書活動を進めていく図書館	17
7	障害者や高齢者に優しい図書館	19
第3章	第2次計画における施策の方向と具体的な取組	20
1	<u>誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館</u>	20
(1)	市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館	
(2)	老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる図書館	
(3)	図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館	
(4)	調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館	
2	<u>地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館</u>	24
(1)	様々な図書館事業を利用者と協働で行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館	
(2)	学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館	
3	<u>生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館</u>	25
(1)	様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する	

図書館

- (2) 生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館

4 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく

図書館26

- (1) 地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館
- (2) 地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館
- (3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館・28

- (1) 学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館
- (2) 他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館

6 子どもたちの読書活動を進めていく図書館29

- (1) 子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館
- (2) 子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

7 障害者や高齢者に優しい図書館31

- (1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館
- (2) 視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館
- (3) 障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

第4章 計画の推進に向けて33

第5章 計画の推進体制34

- 1 推進体制の整備
- 2 計画の進行管理
- 3 財政上の措置

第2次防府市図書館サービス振興基本計画体系図・推進体制図

資料編

- ★ 関係法令（●日本国憲法【抄】 ●図書館法 ●著作権法【抄】）
- ★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言
●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）
- ★ 第2次防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

第1章 第2次防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

図書館は、すべての市民の学びの場として開かれた施設であり、読書・調査研究・学習活動などに対して、資料を幅広く収集、整理、保存、提供することのできる社会教育施設です。

平成28年3月に図書館サービスのあり方の原点として「第1次防府市図書館サービス振興基本計画」を策定し、これに沿って様々な取組を行ってきました。

その間、社会情勢の変化に伴い、市民一人ひとりのニーズが多様化してきており、図書館に求められる役割は増えています。新型コロナウイルス感染症などにより、私たちの日常生活が大きく変化していく中でも、公共図書館はその使命を果たして、サービスを提供していかなければなりません。

今後も継続して、図書館サービスの体制を維持・強化し、更なる充実を図るために、第1次計画の各施策の取組を検証して、地域の情報拠点として市民のニーズに応える図書館サービスを提供すべく「第2次防府市図書館サービス振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の理念

日本国憲法は、民主主義国家の必須条件である基本的人権の保障を掲げ、前文及び各条文により、全ての国民に、思想及び良心の自由、表現の自由、学問の自由等を保障しています。基本的人権を保障する日本国憲法の基本精神が、図書館利用の権利・読書の自由・知的自由・学ぶ権利等を保障しているのです。

「図書館の自由に関する宣言」(注1)は、日本国憲法に則り、その主文の中で、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。」「第1 図書館は資料収集の自由を有する」「第2 図書館は資料提供の自由を有する」「第3 図書館は利用者の秘密を守る」「第4 図書館はすべての検閲に反対する」「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る」と掲げ、各文においてそれぞれの具体的な事項を示しています。

国立国会図書館の設立理念とも言うべき「真理がわれらを自由にする」という言葉にも相通ずる「図書館の自由に関する宣言」の主文は、市民の知の宝庫たる公共財を目指す公立図書館の拠り所となるものです。

(注1) **図書館の自由に関する宣言**：図書館が国民の知る自由を守るために、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密の保護、検閲の反対について定めた宣言。1954年の全国図書館大会で採択され、1979年日本図書館協会総会において改訂案が採択された。

当館では、普遍の「真理」と「図書館の自由」の精神を踏まえ、平成18年9月に「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」を制定しました。この中に掲げた図書館サービスに係る七つの主文と18の事柄を第2次計画でも引き続き計画の基本理念として、本計画を策定することとしました。

3 計画の位置付け

「第2次防府市図書館サービス振興基本計画」は、「目指す図書館像」の理念が、図書館の現場でどのように具現化しているかを検証し、それを踏まえたうえで更なるサービス向上のための施策を示そうとするものです。

「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」は、現在地に当館が移転して以来、常にサービスの基本と位置付け、掲げ続けてきた理念であり、今後もその精神が変わることはありません。この基本理念の一つ一つを改めてサービス計画という形で具体化し、サービスの向上を図ることとしました。

本計画は、日本国憲法や図書館法の精神を基本とし、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」などに則り、また《図書館の充実》を謳った「第5次防府市総合計画」（令和3年度～7年度）や、「第2次防府市教育振興基本計画」（令和3年度～7年度）、「第2次防府市生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）、児童への諸々のサービスを示した「第2期防府市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）、「第3次防府市子ども読書活動推進計画」（令和2年度～6年度）など、市の諸計画を踏まえ、本市の図書館サービスを一層推進、拡充することを目指すものです。

多くの市民が日頃から図書館サービスに親しむことにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる生涯学習環境の整備、充実を施策に掲げます。

市民のための図書館サービスに関する取組を、行政と利用者が協働して実践し、本市の教育・文化の振興に寄与するために、本計画を策定するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

5 計画の対象

すべての図書館利用者

第2章 第1次防府市図書館サービス振興基本計画における取組・成果

1 誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館

(1) 市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館

防府図書館の令和元年度の資料購入費は30,892,258円でした。

そのうち図書（視聴覚資料を含む）購入費は26,100,405円、新聞・雑誌等（法令追録等を含む）購入費は4,791,853円です。しかしながら、この購入費は、平成29年度の人口10万人以上15万人未満の都市103市区の図書館資料費決算額全国平均（2018年度統計『図書館年鑑2019』より）の31,100千円（新聞・雑誌等を含む）には達しておらず、県内他市に比べても決して多くはありません。

●資料費推移

（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
図書	25,481,980	24,531,966	30,523,539	25,288,312
A V資料	464,755	651,982	690,294	812,093
新聞・雑誌等	4,443,665	4,415,565	4,588,129	4,791,853
合計	30,390,400	29,599,513	35,801,962	30,892,258

令和2年3月31日現在、分類別の図書受入及び蔵書冊数は以下の通りで、第1期計画期間中の4年間で蔵書冊数については、約5万2千冊の増加、視聴覚資料(A V資料)については、約600点増加しました。

●分類別図書受入及び蔵書冊数

分類別		平成 27 年度末 冊 数	令和元年度末 蔵書冊数	4 年間の 増加冊数
一 般	0 総 記	10,729	12,041	1,312
	1 哲 学	15,346	17,307	1,961
	2 歴 史	31,239	34,506	3,267
	3 社会科学	55,404	62,515	7,111
	4 自然科学	26,742	30,683	3,941
	5 技 術	34,552	39,845	5,293
	6 産 業	14,640	16,293	1,653
	7 芸 術	26,135	29,722	3,587
	8 言 語	7,195	8,002	807
	9 文 学	101,084	111,513	10,429
	計	323,066	362,427	39,361
児 童	0 総 記	1,259	1,422	163
	1 哲 学	1,005	1,199	194
	2 歴 史	4,436	5,027	591
	3 社会科学	3,601	4,463	862
	4 自然科学	6,954	7,983	1,029
	5 技 術	2,683	3,119	436
	6 産 業	1,522	1,840	318
	7 芸 術	4,072	4,513	441
	8 言 語	1,264	1,484	220
	9 文 学	35,460	37,610	2,150
	絵 本	32,949	36,642	3,693
	紙芝居	1,917	2,165	248
	計	97,122	107,467	10,345
○合 計		420,188	469,894	49,706
郷 土	山口県	10,291	11,236	945
	防府市	9,246	10,176	930
○合 計		19,537	21,412	1,875
外国語の図書		2,681	3,261	580
点字図書		310	345	35
◎総 計		442,716	494,912	52,196

● A V 資料受入点数

資料種別	平成 27 年度末 点 数	令和元年度末 所蔵点数	4 年間の 増加点数
C D	6,314	6,822	508
カセット	497	469	△28
L D ・ VHS	236	236	0
D V D	586	708	122
CD-ROM	93	94	1
合 計	7,726	8,329	603

(2) 老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる 図書館

図書館は、様々な世代や立場の利用者が来館しやすいように、毎月の月例整理休館を廃止して開館日を増やし、土日祝日の開館時間を延長して年間の開館時間の増加に取り組みました。

成人サービス・児童サービス(乳幼児サービスを含む)・ヤングアダルト(青少年)サービス(注2)など、それぞれの世代等によって異なる利用目的に適應できるようコンピュータ・システムを更新し、その円滑な運用により、サービスの強化に努めました。それにより利用者が自らの読書履歴を管理する読書手帳(注3)の作成ができるようになり、また、Web 上においては、利用者が読みたい本や既に読んだ本を管理するMy 本棚、読書目標や読書量を個人管理する読書マラソン等の新たなサービスを導入しました。

また、図書館のサービスを広く周知するために、毎月「ほうふ図書館だより」と「ほうふとしょかんこどもしんぶん」の発行をしており、イベント広報等については、市広報「ほうふ」を活用しました。防府市文化振興財団機関紙である「イベントアイ」や財団広報「メールマガジン」にも図書館関係記事を掲載しました。

(注2) **ヤングアダルト(青少年) サービス**：中学生・高校生などティーン・エイジャーへの図書館サービス。児童室または児童コーナーとは別にヤングアダルト・コーナーを設けて独自の蔵書を構成し、貸出の他にブックトーク、読書会、ミーティングなどを通して、地域社会の青少年交流の場を形成する。

(注3) **読書手帳**：図書館で借りた本の書名、著者名、出版社、利用日が印字されたのり付きシールを、希望する利用者に貸出カウンターで即時発行するサービス。このシールを読書手帳や手持ちのノートに貼ることで、読書履歴を個人管理することができる。

さらに、地域コミュニティーFMラジオ番組「FMわっしょい」や図書館主催行事の「ビブリオバトル（注4）」の告知番組等に積極的に出演するなど、いろいろなメディアを通じて、図書館の広報活動を行いました。

平成27年度から令和元年度までの図書館利用状況は、以下の通りです。

●入館者数

単位：人

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
265,533	261,219	258,584	253,135	229,980

●館外個人貸出者数

単位：人

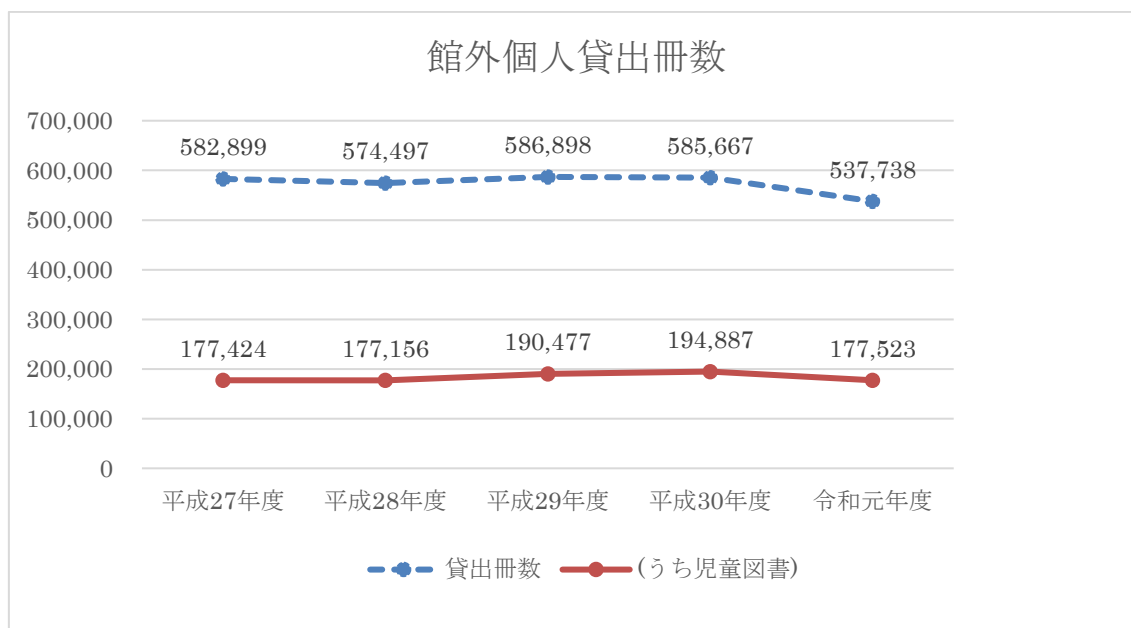
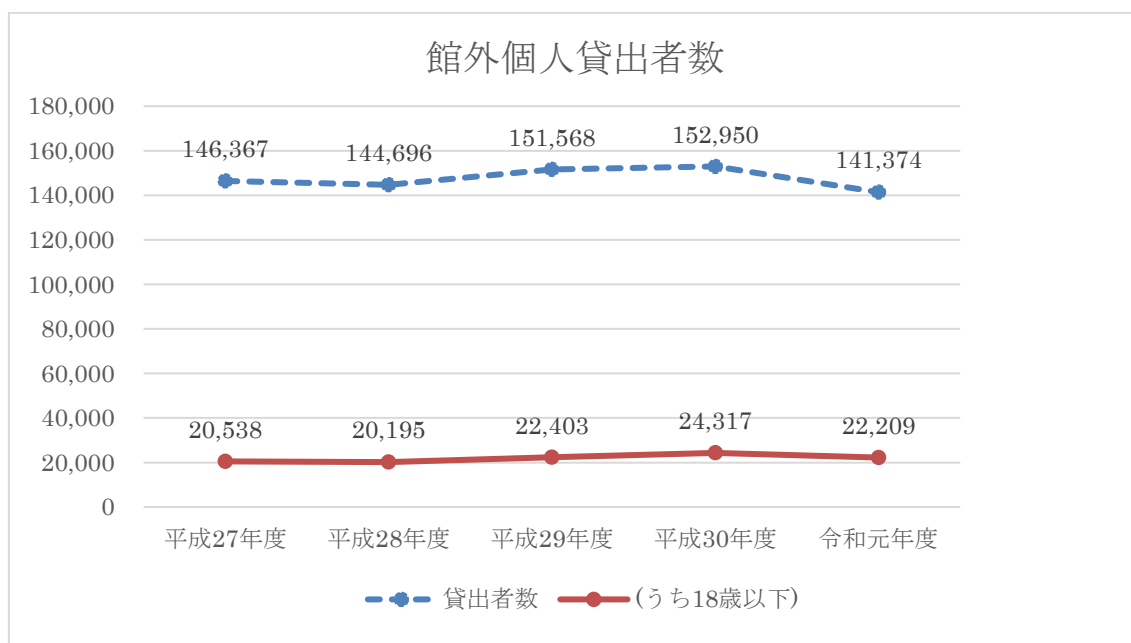
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
66歳～	33,081	34,203	36,834	39,237	37,699
51歳～65歳	34,295	33,835	33,453	34,079	32,044
41歳～50歳	26,415	25,736	27,275	26,396	24,739
31歳～40歳	23,364	22,441	22,686	21,265	18,358
23歳～30歳	6,481	6,109	6,178	5,258	4,419
19歳～22歳	2,193	2,177	2,739	2,398	1,903
16歳～18歳(高校生他)	2,095	2,226	2,162	2,068	1,613
13歳～15歳(中学生)	2,750	2,510	2,461	2,596	2,598
7歳～12歳(小学生)	11,685	11,385	13,461	15,006	13,521
0歳～6歳(乳幼児)	4,008	4,074	4,319	4,647	4,477
合 計	146,367	144,696	151,568	152,950	141,371

(注4) **ビブリオバトル**：知的書評合戦。「ビブリオ」は本、「バトル」は戦いという意味。小学生から大人まで参加できる本の紹介コミュニケーションゲームで、学校や図書館においても、本を好きになるための新たな試みとして広がっている。

●館外個人貸出冊数

単位：冊

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸出冊数	582, 899	574, 497	586, 898	585, 667	537, 738
(うち児童図書)	177, 424	177, 156	190, 477	194, 887	177, 523
※児童図書の割合	30. 44%	30. 84%	32. 45%	33. 28%	33. 01%



(3) 図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館

市内全域サービスの充実を図るために、平成23年11月から運行を始めた移動図書館車(注5)「わっしょい文庫」は、常時約3,500冊の図書を積載し、ステーションの増設、巡回コースやステーションの見直しを行いながら、現在は6コース37ステーションを、2週間に1回の周期で巡回しています。

また、依頼のあったイベント等に図書館のPRも兼ねて移動図書館車が出向くなど、臨時出張サービスも始まったことで、徐々に移動図書館車の利用が増えていきます。

●移動図書館貸出冊数

単位：冊

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出冊数	20,277	21,927	23,806	23,813	20,980



移動図書館車の出張貸出（緑化祭）

(注5) **移動図書館車**：図書館に直接来館しにくい遠隔地域等の利用者のために、図書館資料を積んで定められた場所（ステーション）に行き、貸出・返却・検索業務等を行う車輛。防府図書館の移動図書館車は、本館との同時交信システムを導入。公募により選ばれた愛称「わっしょい文庫」の名で親しまれている。

また、市内の公民館 15ヶ所に設置している「地域文庫（注6）」や、団体貸出（「貸出文庫」（注7）「読書会文庫」（注8））の利用状況は、以下の通りです。

●地域文庫…公民館に15ヶ所設置。各文庫200冊ずつ年4回配本。

年度	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出者数	人	774	770	649	915	966
貸出冊数	冊	1,720	1,613	1,659	2,221	2,337

●団体貸出

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出文庫	団体数	－	97	98	142	150	152
	貸出冊数	冊	22,882	24,577	24,822	25,583	25,385
	貸出回数	回	741	822	861	861	827
読書会文庫	団体数	－	3	3	3	3	3
	貸出冊数	冊	299	298	294	294	257
	貸出回数	回	40	37	39	37	34

（注6）**地域文庫**：15ヶ所の公民館（野島は漁村センター）に、市立図書館の図書を約200冊配置し、貸出等のサービスを行っている本市の制度。図書は、3ヶ月ごとに交換し、利用者のリクエストにも応じている。

（注7）**貸出文庫**：市内の団体が市立図書館の図書を最大40冊まで1ヶ月間借りることができる本市の制度。学校等の教育施設や各種公共施設、民間団体などに貸し出している。

（注8）**読書会文庫**：少人数のグループで、特定の作家や特定のテーマに関する同一の著作を読み、意見や感想を述べ合う学習活動のための図書を貸し出す本市の制度。通常は5冊から10冊程度のセット図書を貸し出している。

(4) 調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館

平成29年度に約200万冊のデジタル化資料が利用できる国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」への登録が完了し、館内での閲覧・複写業務を開始しました。

平成30年度からは、図書館における中心的なサービスの一つである参考業務（レファレンスサービス（注9））向上のため、国立国会図書館レファレンス協同データベースに参加しています。

また、パスファインダー（注10）やミニブックの内容充実に努め、更なるレファレンスサービス充実のため、職員研修及び利用者へのフロアワーク（注11）の強化にも取り組みました。

さらに行政各部署や他の諸機関とも連携を密にし、「行政関係図書紹介」の発行や資料・情報提供サービスの充実に努めるとともに、関係機関や専門機関への紹介業務（レフェラルサービス）の強化に努めました。

●参考業務及び複写サービス件数（令和元年度）

(1)参考業務	1,324 件	(2)複写サービス	1,213 件
(内訳) 文書	0 件	(モノクロ 5,788 枚 カラー 1,022 枚)	
電話	26 件	(国立国会図書館 1,403 枚)	
口頭	1,298 件		

(注9) **レファレンスサービス (reference service)** : 知識や情報を求めてくる利用者に対し、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法や参考資料を提供するサービス。現代の図書館の主軸をなす機能。参考業務とも言う。

(注10) **パスファインダー(pathfinder)** : 利用者に対して、特定の主題に関する各種情報資源や探索方法を紹介・提供する初歩的なツール。通常、その図書館のコレクションやサービスをもとに作成される。

(注11) **フロアワーク(floor work)** : 一般にはデスクワークに対する立ち仕事のことを指すが、図書館では図書館員がデスクやカウンターを離れ、書架の間を巡り、利用者のために行う利用案内、読書案内、レファレンスサービス等を総称して言う。フロアサービスとも言う。

2 地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館

(1) 様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館

「防府市子ども読書フェスティバル」と「防府図書館まつり」は、防府図書館と関係機関及びボランティアや民間団体とが連携・協働して実行委員会を立ち上げて実施しています。毎年多くの参加者があり、市民にも浸透している人気のイベントになっています。

(2) 学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館

平成14年度から始まった「おはなしボランティア養成講座」は、平成26年度から講座名を「図書館ボランティア養成講座」と改めて、図書館の研修的要素を充実した内容にして、毎年4回開催しています。参加者も微増している状況で、講座終了後に図書館のボランティアとして参加できるように、図書館ボランティア団体「まーぶる」が平成31年4月に発足し、図書館内で活動を始めしています。

また、「防府図書館ボランティア連絡会議」を開催し、ボランティア同士の横断的な連携や共通理解を図るだけでなく、図書館サービスのあり方に対する現状と課題について意見交換を行いました。

さらに図書館職員が、ボランティア主催のお話会、研修会でブックトーク等をするなど、ボランティアとの連携・支援を推進しています。



防府市子ども読書フェスティバルでのワークショップ

3 生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館

(1) 様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館

防府図書館では、市民の生涯学習・文化の拠点の一つとして、市民と協働した集会文化活動を活発に行っています。第1次計画期間中には、子どもから大人まで参加できる本の紹介コミュニケーションゲーム「ビブリオバトル」(知的書評合戦)を新たに図書館主催で始めました。

また、年に一度開催する、図書館主催の「防府図書館利用者懇談会」や職員がトナカイやサンタに扮して開催する「クリスマスおはなし会」なども好評を得ています。

さらに、図書館内の展示コーナーでは、月替わりで変化に富んだ資料展示をしており、ブラウジングコーナー壁面を使って、行政諸機関・民間団体の展示等も行われています。

(2) 生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館

幅広い分野の資料を持ち、その場で利用のできる施設である図書館は、数多くの生涯学習グループの学習拠点として、大いに活用されています。図書館では、市民学習活動の場や機会、活動のための資料、施設、設備、用具などを提供していくとともに、その活動支援として、市広報やホームページ、図書館だよりなどにボランティアや学習サークルの講座やイベント記事を掲載しています。

令和元年度の図書館学習サークル等の活動実績は以下の通りです。(順不同)

★大人向け講座

- (1)防府図書館短歌会 講師：南本みどり 毎月第3水曜日
- (2)自由律句講座 講師：富永鳩山 毎月第3土曜日
- (3)源氏物語を読む会 講師：加藤宏文 毎月第1日曜日
- (4)青海波俳句会(中国支部) 毎月第2土曜日
- (5)子どもの本を読む会 奇数月第4土曜日
- (6)文学セミナー 不定期
- (7)万葉集講座 講師：吉村誠 毎月第2金曜日

- (8)倭王の物語講座（古事記を読む） 講師：吉村誠 毎月第4金曜日
- (9)防府史談会（郷土史研究会） 不定期
- (10)古文書を読む会 講師：柴原直樹 毎月第2土曜日
- (11)読書会 講師：森川信夫 毎月第2月曜日
- (12)防府歴史と考古学の会 講師：桑原邦彦 不定期
- (13)つれづれの会（エッセイや日記を楽しむ会） 奇数月第2水曜日
- (14)古典を味わう会「今昔物語集」 講師：森川信夫 毎月第4月曜日
- (15)防府友の会 不定期
- (16)防府市読書グループ連絡協議会 不定期

★子ども向け講座

- (1)なかよしくらぶ（お話ボランティア） 毎月第1金曜日
- (2)おはなしグループ森のくまさん（お話ボランティア）
毎月第2・4土曜日
- (3)おはなしでんしゃ（お話ボランティア） 毎月第2・4水曜日
- (4)劇団ジャンク派 毎月第1土曜日
- (5)ジュニア短歌教室 講師：木原樹庵 不定期

★その他（自主学习グループ、作品製作ボランティアグループ等）

- (1)学校図書館を考える会・防府 毎月第4土曜日
- (2)学校図書館を考える会・やまぐち 不定期
- (3)学校図書ボランティアネット・防府 不定期
- (4)布絵本「結う」（布絵本製作）毎月第1・3月曜日
- (5)あいの会（音訳ボランティア） 不定期
- (6)さざなみ21（朗読劇の勉強会） 毎月第2・4水曜日
- (7)防府図書館利用者・サークル連絡会 不定期
- (8)フォト・カプセル（写真サークル） 毎月第2日曜日
- (9)翠の会 不定期
- (10)防府市子ども読書フェスティバル実行委員会 不定期
- (11)図書館まつり実行委員会 不定期
- (12)陽だまりの会 不定期
- (13)学校司書研修 不定期
- (14)図書館ボランティア「まーぶる」 不定期

4 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館

(1) 地域（郷土）資料（注12）を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

地域（郷土）資料については、個人の自費出版物や発行部数が少ないなどの制約がある中、迅速に出版情報を捉え、資料を収集する必要があるため、職員研修を実施しながら、常にアンテナを巡らせておく必要があります。同時に、防府市関係の過去の著作物に対しても、古書情報などを活用しながら可能な限り収集に努め、地域の特性を反映した資料構成（コレクション）の形成につながるよう、職員の研修強化をしながら引き続き取り組んでいます。

令和元年度末の郷土資料については、山口県関係資料が11,236冊、防府市関係資料が10,176冊所蔵しており、概ね計画通りに資料の収集ができています。

(2) 地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館

防府図書館が発行する郷土資料である防府史料については、毎年継続して刊行しており、令和元年度は第69集目となる『防府地形の変遷』（御菌生翁甫著・昭和28年刊翻刻）を出版し、ホームページにも掲載しました。

また、防府図書館の前身「三哲文庫」を市に寄贈した上山満之進翁の顕彰事業として、平成30年度には「上山満之進没後80年展」として、アスピラートで記念講演を含む資料展示を行い、令和元年度には「上山満之進生誕150年事業」として、「三哲文庫記念公園」での記念碑除幕をはじめ、ルルサス防府2階多目的ホールでの講演会と、防府図書館において上山翁ゆかりの絵画「東台湾臨海道路」の展示を行いました。

(3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

姉妹都市である韓国春川市の春川市立図書館との資料交換協定に基づき、毎年100冊程度の資料を交換しています。

また、ホストタウン事業と連携したセルビア関係資料の収集・展示を行うなど、他の外国の資料も積極的に収集し、国際理解を深めることに努めました。

（注12）**地域（郷土）資料**：図書館が存在する地域における出版物、及び地域に関する歴史や文化、風土、状況等を知る上で有効な資料。

5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館

(1) 学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館

小・中学校の調べ学習の際に使用できる学校図書館支援図書を設置したことと、学校図書館支援センター（注13）の機能を持つ図書館管理室との連携を密にして、学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用した学校支援図書貸出業務が進んだことで、学校図書館への貸出冊数が倍増しており、学校図書館支援サービスは向上しています。

物流だけでなく学校司書の研修の機会や場の提供などにも協力しており、学校図書館の活性化の一翼を担っています。

平成29年度から令和元年度までの学校支援図書利用状況は、以下の通りです。

●学校支援図書 【平成29年2月から稼働】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出件数(件)	-	-	143	256	338
貸出冊数(冊)	-	-	1,598	3,069	3,250

また、図書館から公民館や学校に職員を派遣しておはなし会やブックトーク等を行うなど、出前講座のサービスも提供をしています。

(2) 他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館

利用者から求められた資料や情報は、原則として可能な限り提供するという、図書館サービスの基本的な考え方に基づき、県内外の図書館と資料の相互貸借を行っています。近年、連携の重要性が認識され始めたMLA連携（博物館・美術館 Museum と図書館 Library、文書館 Archives との連携）も強化しており、アスピラート、ソラール等の様々な企画・イベントと連携し、図書館内でも関連資料の展示等を実施しています。

（注13）**学校図書館支援センター**：地域内の学校図書館の運営や活用、学校図書館間の連携などに対する支援を目的として、教育委員会事務局内または公立図書館内に設けられた機能。図書館ネットワーク・システム構築の際の要として機能する。

令和元年度の図書館相互貸借の実績は、以下の通りです。

●防府図書館相互貸借実績（令和元年度）

館名	貸出冊数	借用冊数
山口県立山口図書館	45	117
下関市立図書館(6 館)	69	40
宇部市立図書館	42	103
山口市立図書館(6 館)	96	75
萩市立図書館(3 館)	65	92
下松市立図書館	34	40
岩国市立図書館(7 館)	90	72
光市立図書館	80	19
長門市立図書館	56	55
柳井市立図書館(2 館)	64	11
美祢市立美祢図書館	4	46
周南市立図書館(6 館)	126	147
山陽小野田市立図書館(2館)	49	27
周防大島町立図書館(4館)	118	4
和木町立図書館	6	1
田布施町立田布施図書館	38	6
平生町立平生図書館	35	1
県外の図書館(中国地方)	26	5
県外の図書館(その他)	9	2
国立国会図書館	0	0
山口大学図書館	8	2
山口県立大学図書館	0	5
合 計	1,060	870

6 子どもたちの読書活動を進めていく図書館

(1) 子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館

子どもたちの調べる学習能力を向上させるため、平成25年度から小学生対象に「防府市調べる学習コンクール」を実施しています。平成28年度からは中学生の部も始まりました。その支援として、図書館では「調べる学習にチャレンジ！ー図書館で調べよう！考えよう！ー」を夏休み中に開催しています。子どもたちが図書館での本の調べ方や研究のまとめ方等について、図書館で相談できる機会を作る支援をしています。それは同時に、児童サービス向上のための職員研修の機会にもなっています。

「出前おはなし会」、「絵本の読み聞かせ会」、「ミニビブリオバトル」等の図書館職員が出向く企画や職場体験・図書館見学は、図書館のPRも兼ねており、子どもたちの読書に対する興味・関心や意欲を高める取組となっています。

子どもの読書活動推進に係る令和元年度の主な図書館主催事業は、以下の通りです。

- トーク&ワークショップとサイン会（防府市子ども読書フェスティバル）
演題：「絵本作家岡本よしろうさんトーク&ワークショップ」
講師：岡本 よしろうさん（画家・絵本作家）
5月26日（日）10：15～12：00
- 子ども図書館員
7月29日（月）・8月5日（月）14：00～16：50
参加者：両日とも各9名
- ほうふとしょかん出前おはなし会
毎月第3日曜日14：30～15：00
場所：イオン防府店3階キッズレジ横遊び場
参加者：延べ576人
- 調べる学習にチャレンジ！ー図書館で調べよう！考えよう！ー
場所：防府図書館準備室・お話のへや
日時：7／27（土）～8／24（土）までの8日間
参加者：17名
- 防府市図書館を使った調べる学習コンクール（募集 8月1日～9月30日）
応募者数 小学生の部52人（52作品）、中学生の部27人（24作品）

●第2回「防府図書館」ビブリオバトル(テーマ「動物」)

日時：11月9日(土)10:00～11:30

場所：防府図書館ブラウジングコーナー

バトル：高校生2名、大人2名

参加者：23人

●クリスマスおはなし会

場所：防府図書館お話のへや

日時：12月21日(土)14:30～15:30

参加者：30人

(2) 子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

子どもの読書活動に係る図書館ボランティアの主催する行事や研修会において、図書館職員がブックトーク等の支援をしており好評を得ています。

また、「防府市子ども読書フェスティバル」や「防府図書館まつり」などの行事におけるボランティアとの協働をより一層強化し、子どもの読書活動推進に係る図書館ボランティアへの活動機会や場所・設備・資料・情報の提供など、積極的な活動支援を行っています。



防府市子ども読書フェスティバルでのおはなし会

7 障害者や高齢者に優しい図書館

(1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館

障害者や高齢者が気軽に読書に親しむことができる環境の整備を目指し、大活字本（注14）、点字図書（注15）を含む各種視聴覚資料、布絵本などを計画的に収集しました。そして移動図書館車「わっしょい文庫」の福祉施設巡回には大活字本等を多く搭載するなど資料の構成に配慮しています。

平成29年度には、インターネットコーナーに音声付障害者インターネット端末の配置をし、平成30年度には、リーディングルーペやリーディングトラッカー、携帯助聴機等を受付に配置するなど、図書館内における障害者や高齢者へのサービスの充実に取り組みました。

また、平成30年11月にリーフレット「防府図書館障害者サービスのご案内」を作成し、周知のために関係機関へ配布しました。

(2) 視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館

ボランティアに協力を仰ぎ、「防府図書館障害者サービスのご案内」点訳版と音訳版を作成し、関係機関へ配布し周知に努めました。

また、視覚障害者等、身体障害者への郵送貸出サービスを実施しました。

(3) 障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

障害のある利用者のために、ボランティアが利用しやすい読み上げ機能付きコンピュータ・システムを設置したり、図書館におけるボランティア活動をホームページ上で紹介したりしました。

（注 14）**大活字本**：弱視者や高齢者用に、大きな活字で印刷された図書。

（注 15）**点字図書**：点字で書かれた図書。点字は表面が突起した点を紙に記し、その組み合わせによって音を表す文字。視覚障害者はこれを指先の触覚を利用して読み取る。

第3章 第2次計画における施策の方向と具体的な取組

1 誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館

(1) 市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館

課題

「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づき、質・量ともに充実した資料を継続的に収集する必要があります。さらに、図書館サービスを充実させるために、常に資料の更新をしながら、魅力的な蔵書の維持に努めることが大切です。

取組の方向性

- 「防府市立防府図書館資料収集要綱」に基づく適正な選書・収集と質・量両面の更なる充実に努めます。
- 多様化する利用者ニーズに応えるために、課題解決型資料提供サービスと電子書籍(注16)を含む資料提供サービスに努めます。
- 幅広い分野の資料を収集し、利用者が求める資料の提供を行います。

主な取組

- ★ 課題解決型資料提供サービスの展開（ビジネス支援、行政支援、医療健康情報案内、生活情報案内、育児支援など）
- ★ 電子書籍の普及に伴う資料提供サービスの変化への対応
- ★ 変化する利用者ニーズを反映する予約・リクエストサービスの整備

(注16) **電子書籍**：編集から出版までをコンピュータで管理し、CD-ROMやコンピュータ可読ファイルで出版・配布する書籍。利用者は、パソコンなどを使用してディスプレイに表示したり、必要な部分だけをプリントアウトしたりすることができる。

(2) 老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる 図書館

課題

図書館は、市民の生活に役立つ施設であると知ってもらうための効果的な情報発信の方法として、対象者や対象年齢を考慮に入れながら、広報の内容を更に工夫し、幅広い年代へ広く周知を図ることが大切です。市広報やホームページを活用した広報の更なる充実を図るだけでなく、図書館未利用者が図書館を利用するきっかけ作りとして、SNS(注17)の利用などの新たなツールを活用する必要があります。

また、インターネットやスマートフォンの普及に伴う情報収集の多様化等による、図書館の入館者数減少に歯止めをかける必要があります。それには、図書館員の更なるスキルアップを図り、利用者一人一人に対して、きめ細やかなサービスを提供することが重要です。

さらに、多様な目的で来館する利用者に快適な環境を提供するために、図書館では、定期的な消毒や職員による見回り等を引き続き行うことで、施設の安心・安全な維持・管理に努める必要があります。平成18年に竣工し、開館から14年以上経過したルルサス防府の建物と施設の経年劣化に注意を払いながら、設備のメンテナンスを行っていく必要性が高まっています。

取組の方向性

- 幅広い市民への利用促進を図るために、既存の広報を強化するだけでなく、様々な広報手段を利用しながら、図書館サービスの周知に努めます。
- 誰もがいつでも安心して図書館を利用できるように、個人情報の保護を徹底します。
- 気持ちの良い接客を心掛け、利用者ニーズを的確につかむことのできる職員の育成と、機械を使用した情報収集だけでは出会えない図書館の付加価値を利用者に提供できるよう取り組みます。
- 図書館内の定期的な消毒と巡回等による防犯に努め、施設維持管理及び危機管理体制を強化します。

(注17) **SNS**：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供する。企業や政府機関でも情報発信などに活用される。

主な取組

- ★ 年齢別サービスの強化推進
- ★ 「ほうふ図書館だより」「としょかんこどもしんぶん」「新刊紹介」「図書館年報」等定期刊行物の内容充実
- ★ 「図書館利用案内」等のリーフレット、パンフレット、行事案内チラシ、ポスターなどの内容充実
- ★ ホームページの内容充実
- ★ 市広報「ほうふ」の活用推進
- ★ 報道資料作成による、マスコミ活用広報活動の展開
- ★ 図書館まつり、子ども読書フェスティバルの内容充実
- ★ 利用記録(読書履歴、複写履歴等)の秘密厳守と基本的人権やプライバシー保護の徹底
- ★ 安全管理・危機管理体制の日常的整備と強化
- ★ 接遇コミュニケーション能力の高い図書館員の育成と研修(他人への思いやり、優しさ、親切、謙虚さ、明るさ、笑顔が態度で示せる職員の育成)

(3) 図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館

課題

移動図書館車の巡行コースやステーションの利用状況に応じて、ステーションやコースの見直しをしていくことが求められています。

また、依頼のあったイベントに出掛ける出張サービスは、多くの市民に「おはなし会」の楽しさや移動図書館車の存在が認知される好機ですが、更にその後の図書館利用につながる仕組みが必要です。

さらに、移動図書館車や市内公民館に設置している地域文庫では、本の貸出・返却及びリクエストが可能であるといった、本館に来館しなくても図書が受取れる仕組みを広報する必要があります。

取組の方向性

- 移動図書館車「わっしょい文庫」の周知を強化します。
- 図書館が身近に感じられるよう始まった出張サービスにより、子どもから大人までの幅広い市民と本の距離を縮めます。
- 図書館から遠距離に居住する方、交通手段のない方にも移動図書館車や地域文庫の利用により、図書館の図書が借りられる仕組みを周知し、利用を促します。

主な取組

- ★ 移動図書館車「わっしょい文庫」運行サービスの充実
- ★ 出張サービス(「出前おはなし会」「わっしょい文庫」)の周知と活用促進
- ★ 「地域文庫」、団体貸出(「貸出文庫」「読書会文庫」)の充実と周知

(4) 調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館

課題

図書館職員が、利用者のニーズを的確に把握し、高度なレファレンスに対応するには、蔵書構成等の専門的な知識を持つことが必要です。それと同時に、国立国会図書館をはじめとする、他の図書館や関係諸機関との協力体制を構築する必要があります。

図書館ではインターネットの普及により利用者が自ら情報を探す機会も増えているため、情報の入手を支援するための機器の整備・提供が求められています。

取組の方向性

- 利用者の質問に気軽に応じることのできるフロアワークに努め、専門的な質問にも対応できるよう職員の研修を強化します。
- 読書案内等の作成や掲示の工夫に取り組みます。
- 行政各部署や他の関係機関との連携による資料・情報提供サービスの更なる強化に努めます。
- 情報提供サービスの一環である、利用者の求める情報収集機器の整備・提供を適切に行います。

主な取組

- ★ レファレンスサービス充実のための職員研修の強化
- ★ レファレンス事例集の作成と公開
- ★ 関係諸機関への紹介業務の強化
- ★ 読書案内・読書相談サービスの強化
- ★ 新着図書案内やテーマ(件名)別ブックリスト、パスファインダーの作成と内容充実
- ★ 利用者とのコミュニケーションを図るフロアワークの強化
- ★ 資料検索システム、Web 目録等の内容整備
- ★ カレントアウェアネスサービス(注18)の充実
- ★ 利用者開放インターネットサービスの充実

(注18)カレントアウェアネスサービス(current awareness service)：現時点における最新情報を、オンライン情報検索システム等により検索し、利用者に提供するサービス。

2 地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館

(1) 様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学習交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館

課題

多くの利用者が参加する「防府市子ども読書フェスティバル」と「防府図書館まつり」は、長年続いている図書館の代表的な行事です。今後も引き続きボランティアや民間団体とも協働し、様々な集客力のある企画を用意するなど、参加者数を増やしていくことが課題です。

取組の方向性

- 図書館行事への市民参画を推進します。
- 図書館とボランティアや民間団体との協働を強化します。

主な取組

- ★ 防府市子ども読書フェスティバルの内容の充実
- ★ 防府図書館まつりの内容の充実
- ★ 新たな協働事業の展開

(2) 学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館

課題

今後、図書館ではボランティアの高齢化による人材不足が懸念されています。そこでアクティブ・シニア(注19)の活用や若者の育成を推進し、新たなボランティアとして参加・活動できる環境整備が必要です。

また、今後も様々な内容に取り組んでいる図書館ボランティアの活動の支援のため、その機会や場所・設備・資料・情報の提供が求められています。

さらに、ボランティア同士の連携を図り、図書館サービスに対する共通理解やそれぞれの活動に対する相互協力も必要となっています。

(注19) **アクティブ・シニア**：定年や子育てを終えたあとに、知識や経験を生かしてボランティアやサークル活動などを楽しむシニアのこと。

取組の方向性

- 新たなボランティアの育成と活動整備等の支援を強化します。
- ボランティア同士の連携を促すだけでなく、活動のレベルアップや促進のために、ニーズに応じて図書館職員が連携や支援を行います。

主な取組

- ★ 「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実、参加者の拡大
- ★ 「図書館ボランティア連絡会議」の開催と継続

3 生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館

（１）様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館

課題

図書館は約50万点を超える資料を所蔵しており、生涯学習の拠点として、市民の教養、調査研究、知的娯楽等に資するとともに、その教育及び文化の発展に寄与することが求められています。市民のニーズに合った資料を使った展示コーナーの設置と運用により、図書館の利用促進を図る必要があります。

また、各行事の参加者を増やしていく方策と新しい図書館行事の開催と充実が求められています。

取組の方向性

- 季節に即した展示やイベントに関連する展示など、市民の興味やニーズに沿った展示コーナーの設置に努めます。
- 利用者の利便性向上を図るため、行事への参加申込に電子化を検討します。
- 行事への参加が少ない中・高・大学生に配慮した開催時期等の検討を行います。

主な取組

- ★ 図書館資料展示の内容充実
- ★ 新たな図書館行事の開催と充実(ビブリオバトル、ライぶらり等(注20))
- ★ 学習グループ等と協働した活動の推進

(注20) **ライぶらり**：参加者が図書館を散策し、面白そうと思った本を選び、なぜその本を選んだのかを短時間で紹介し合う、全員参加型の読書活動。山口県立山口図書館内に設置された山口県子ども読書支援センターにおいて2018年に考案。

（２）生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館

課題

図書館は、数多くの生涯学習グループの活動拠点として活用されています。長年、継続して活動しているグループのメンバーの高齢化に伴う年齢構成の偏りが進む中、新たなメンバーの加入は、近年の共働き家庭の増加等の社会的な理由から、少なくなってきています。現在活動しているグループのイベントやその広報を通じて生涯学習の楽しさを広めることにより、新メンバー加入や新たな生涯学習活動への奨励につながる取組が必要です。

取組の方向性

- 図書館が、生涯学習グループ活動に資料を始めとして、機会と場所を提供していることを広く広報し、市民の強い関心を引く掲載方法の工夫に努めます。
- 新たに生涯学習を始める人やグループを奨励し、支援していきます。

主な取組

- ★ 生涯学習グループへの支援の強化
- ★ 新たな生涯学習グループ活動の奨励

４ 地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館

（１）地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

課題

地域の特性を活かした郷土関係資料の刊行については、的確・迅速な情報をつかみ、早急に資料の収集をすることが非常に大切です。特に郷土出身の文学者、研究者、芸術家他の出版情報については、職員研修を実施し、情報共有を図りながら、資料の収集・整理・保存及び提供を強化する必要があります。

取組の方向性

- 山口県に関係する人物や事柄について、特に防府市に関するものは、市の図書館のコレクションとして保有することが望ましいため、正確な出版情報をつかみ、いち早く資料を収集します。
- 資料の的確な提供につながる所蔵資料の内容把握について、更なる職員研修に取り組みます。

主な取組

- ★ 地域の特性を反映した資料構成(コレクション)のための積極的な地域(郷土)資料の収集
- ★ 地域行政関係資料の積極的な収集・整備
- ★ 郷土出身者の著作物の積極的な収集・整備

(2) 地域(郷土)の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館

課題

防府史料の刊行継続・電子書籍化のためには、防府の郷土資料についての職員の知識が必要で、郷土資料研究者や関連機関との連携が大切です。

また、防府図書館前身の三哲文庫創設者・上山満之進翁の事績を後世へ継承するため、関連資料の収集や展示、情報発信の必要があります。

取組の方向性

- 防府史料の刊行継続のために、郷土史や郷土文学に関する職員研修の強化に努めます。
- 上山満之進翁を顕彰した展示室の定期的な展示替えを行い、図書館見学者への案内など周知に取り組みます。

主な取組

- ★ 防府史料の刊行継続・電子書籍化のための、研究者との連携、史料の発掘、職員研修の強化
- ★ 上山満之進翁の顕彰と三哲文庫の事績の後世への継承

(3) 姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

課題

姉妹都市である韓国春川市立図書館との資料交換が相互理解を深める一助となるような取組が必要です。

また、利用者が国際感覚や国際文化の理解を深めるために、より一層の資料収集が望まれており、図書館職員の外国語や外国文化への造詣を深める必要があります。

取組の方向性

- 韓国春川市立図書館との交換図書を有効に活用した資料コーナーの整備と交

流の継続に努めます。

- グローバルな社会に対応する国際感覚や国際文化を理解するため、更なる関係資料の収集に努めます。

主な取組

- ★ 春川市立図書館との交流の継続と資料コーナーの整備
- ★ 外国語のサイン、図書館利用案内等の整備
- ★ 外国語の図書、新聞、雑誌、音楽資料、映像資料等の収集・提供
- ★ 日本語・日本文化学習のための資料、情報、機会等の提供

5 様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館

(1) 学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館

課題

学校図書館に対する支援は、児童生徒の読書活動全般に影響のある司書教諭及び学校司書の資質向上と、学校図書館の活性化に非常に有意義なものです。そのため、図書館の資料だけでなく、様々な情報や司書としての技術の提供についても、積極的に取り組む必要があります。

また、図書館から職員を派遣して行うおはなし会やブックトークは、学校や公民館との連携を深めるための支援・協力事業として強く望まれています。

取組の方向性

- 学校図書館とのネットワーク・システムの有効活用による、更なる学校支援体制の推進を図ります。
- 学校や児童館、公民館等への団体貸出や、出前講座などの図書館サービスについて広く周知し、更なる支援・協力体制づくりに努めます。

主な取組

- ★ 学校図書館とのネットワーク・システムの活用(資料・情報の共有化)
- ★ 学校教育活動、学校図書館への支援(資料・情報の提供等)・連携・協力
- ★ 将来設置が検討されている学校図書館支援センターとの連携強化
- ★ 学校司書の研修の機会や場の提供
- ★ 学校、児童館等への団体貸出(貸出文庫)、出張サービス(出前講座など)の充実
- ★ 公民館との連携強化による地域文庫サービスの内容充実

（２）他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館

課題

図書館は、利用者が求める資料や情報を提供するため、引き続き県内外の図書館との連携強化が必要不可欠です。

更に、他の社会教育施設等との連携における相互協力を強化し、図書館資料を最大限に生かせる活動が求められています。

取組の方向性

○県内外の図書館を始めとする関係諸機関と連携できるよう、郷土資料収集・保存協力体制を進め、他機関の状況などの情報の収集に努めます。

○MLA連携を図りながら、図書館内でも様々な企画や展示を催し、図書館サービスの向上に努めます。

主な取組

- ★ 資料相互貸借の推進と周知
- ★ レファレンス協力・関係諸機関の紹介業務の推進と周知
- ★ 文献複写送付サービスの推進と周知
- ★ 資料収集・保存協力体制の確立
- ★ 他機関との連携による企画展などの開催

６ 子どもたちの読書活動を進めていく図書館

（１）子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館

課題

図書館は、子どもたちの年齢に応じ、多様なニーズに対する資料・情報提供サービスの充実に努め、読書に支援が必要な子どもの利用環境を整備していく必要があります。

そのためには、図書館職員が日々の業務における研修だけでなく、山口県図書館協会や山口県子ども読書支援センターが実施する研修会などを積極的に活用し、より一層のスキルアップを図っていくことが必要です。

さらに「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」への参加支援のための取組を継続して行う必要があります。

取組の方向性

○フロア・ワーク等を通して、子どもたちの読書ニーズや傾向を把握し、より豊

かな読書活動ができるように努めます。

○職場体験や社会見学、「ビブリオバトル」や「ライぶらり」のような、子どもたちが図書館に親しめる行事や企画を充実させます。

○子どもたちの「読みたい・知りたい・学びたい」を支援することができる職員の育成に努めます。

主な取組

- ★ 「第3次防府市子ども読書活動推進計画」中の市立図書館取組項目の推進
- ★ 市の関係部署等行政機関との連携強化
- ★ 「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」の実施
- ★ 児童サービス向上のための職員研修の強化

(2) 子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

課題

「ボランティア養成講座」の受講者が、次世代を担うボランティアとして、子どもたちの読書活動を進めていくための行事に、参加・活動ができるような環境支援が望まれています。

取組の方向性

- 「図書館ボランティア講座」は、幅広いニーズに対応できる内容にします。
- ボランティアの主催する行事や研修会を支援し、協働事業の推進を図ります。

主な取組

- ★ 「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実
- ★ 子どもの読書活動に係る図書館ボランティアへの支援強化

7 障害者や高齢者に優しい図書館

(1) 障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館

課題

障害者や高齢者が気軽に図書館を利用できるように、今後も点字図書、大活字本、触る絵本や視聴覚資料等、多様な図書館資料を収集・整備し、提供することが必要です。

また、障害のある人の図書館利用を支援するため、行政機関の担当部署とも連携を取りながら、図書福祉機器の配置についての更なる周知が必要です。

さらに、図書館へ来館が困難な利用者に対して、インターネットでの利用申込を受付し、郵送貸出サービス、電子書籍を含むオンライン配信等のサービスを検討するなど、視覚障害者が利用しやすい書籍等の充実、円滑な利用のための支援及び体制の整備が望まれています。

取組の方向性

- 点字図書、大活字本、触る絵本や視聴覚資料等、多様な図書館資料の収集・整備・充実に努めます。
- 図書福祉機器の配置についての広報と利用促進に努めます。
- 障害者等の読書環境の整備に努めます。
- 高齢者向けのイベントなどを開催し、図書館で生きがいや喜びを見いだせるサービス環境の整備に努めます。

主な取組

- ★ 点字図書、大活字本、各種視聴覚資料、布絵本、拡大読書器、拡大鏡等の整備・充実と利用の促進
- ★ 行政機関の広報担当部署、障害者高齢者サービス担当部署、点字図書館、社会福祉協議会等との連携協力による情報発信の強化
- ★ 手話によるサービス、筆談によるサービスの推進
- ★ 障害者用郵送貸出サービスの周知と推進
- ★ 高齢者を対象にした新講座・イベントの開設
- ★ 高齢者・障害者施設への団体貸出の広報

（２）視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館

課題

音訳・点訳ボランティア等と連携協力し、資料や情報の音訳版・点訳版の作成を促進して、視聴覚障害者や高齢者のための整備を進める必要があります。

また、障害者や高齢者サービスに係る研修等には積極的に参加することが重要です。

取組の方向性

○ボランティア等との連携協力を促進します。

○視覚障害者用郵送貸出サービス等の周知と利用拡大への取組を進めます。

主な取組

- ★ ボランティア等と連携協力した点訳資料、音訳資料、布絵本等の製作
- ★ 対面朗読、視覚障害者用郵送貸出等のサービスの周知と推進

（３）障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

課題

図書館は、場所・設備・資料・情報等の提供などを通じて、障害のある利用者のためのボランティア活動をしている団体への支援を強化する必要があります。

取組の方向性

○障害のある利用者のためのボランティア活動をしている団体への更なる支援に取り組みます。

主な取組

- ★ ボランティア活動への支援強化（機会・場所・設備・資料・情報の提供などの活動支援強化）

第4章 計画の推進に向けて

目標指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況の成果を具体的に測るため、次の通り目標指標を設定しました。

目標指標	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
入館者数	229,980 人	240,000 人
館外個人貸出者数	141,371 人	147,000 人
館外個人貸出冊数	537,738 冊	560,000 冊
登録率 (登録者数/人口×100)	34.6%	40%
学校支援図書貸出冊数	3,250 冊	4,000 冊

第5章 計画の推進体制

第2次防府市図書館サービス振興基本計画に実効性を持たせるためには、学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、図書館利用者と、市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

1 推進体制の整備

学校教育、社会教育、家庭教育推進の関係者、学識関係者、公募委員が一体となって、建設的な計画推進について助言します。

本計画の実施にあたっては、上記関係者で構成する「図書館協議会（注21）」と市立図書館・学校図書館等の実務担当者及び図書館行政関係者とが連携・協力して推進していくこととします。

2 計画の進行管理

年度ごとに個々の事業目標等を設定し、計画に基づく施策や取組の実施状況について「図書館協議会」において点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を、毎年度報告書に取りまとめるとともに、市ホームページ上に掲載するなど広報活動に努め、市民との情報の共有を図ります。

3 財政上の措置

この基本計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

（注 21）**図書館協議会**：公立図書館が、図書館法第14条に基づき、設置することができる機関。
館長の諮問に応じたり、図書館の行うサービスに対して意見を具申するための機関。

第2次防府市図書館サービス振興基本計画体系

計画の推進体制

- ◎ 推進体制の整備
- ◎ 計画の進行管理
- ◎ 財政上の措置

「私たちの目指す図書館像——防府図書館の任務と目標——」の理念のもとに

誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館

市民の日常生活、学習活動に寄与する、質・量ともに充実した資料を持つ図書館

- ★課題解決型資料提供サービスの展開（ビジネス支援、行政支援、医療健康情報案内、生活情報案内、育児支援など）
- ★電子書籍の普及に伴う資料提供サービスの変化への対応
- ★変化する利用者ニーズを反映する予約・リクエストサービスの整備

老若男女を問わず、様々な立場の人が、誰でも気軽に楽しく利用できる図書館

- ★年齢別サービスの強化推進
- ★「ほうふ図書館だより」「としょかんこどもしんぶん」「新刊紹介」「図書館年報」等定期刊行物の内容充実
- ★「図書館利用案内」等のリーフレット、パンフレット、行事案内チラシ、ポスターなどの内容充実
- ★ホームページの内容充実
- ★市広報「ほうふ」の活用推進
- ★報道資料作成による、マスコミ活用広報活動の展開
- ★図書館まつり、子ども読書フェスティバルの内容充実
- ★利用記録（読書履歴、複写履歴等）の秘密厳守と基本的な人権やプライバシー保護の徹底
- ★安全管理・危機管理体制の日常的整備と強化
- ★接遇コミュニケーション能力の高い図書館員の育成と研修（他人への思いやり、優しさ、親切、謙虚さ、明るさ、笑顔が態度で示せる職員の育成）

図書館から遠い所に住んでいる人にも、サービスできる図書館

- ★移動図書館車「わっしょい文庫」運行サービスの充実
- ★出張サービス（「出前おはなし会」「わっしょい文庫」）の周知と活用促進
- ★「地域文庫」、団体貸出（「貸出文庫」「読書会文庫」）の充実と周知

調査・研究・読書相談などに、的確に対応できる図書館

- ★レファレンスサービス充実のための職員研修の強化
- ★レファレンス事例集の作成と公開
- ★関係諸機関への紹介業務の強化
- ★読書案内・読書相談サービスの強化
- ★新着図書案内やテーマ（件名）別ブックリスト、パスファインダーの作成と内容充実
- ★利用者とのコミュニケーションを図るフロアワークの強化
- ★資料検索システム、Web目録等の内容整備
- ★カレントアウェアネスサービスの充実
- ★利用者開放インターネットサービスの充実

地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館

様々な図書館事業を利用者と協働して行い、学习交流の場、コミュニティセンターとしての機能を持つ図書館

- ★防府市子ども読書フェスティバルの内容の充実
- ★防府図書館まつりの内容の充実
- ★新たな協働事業の展開

学習ボランティアや、障害のある利用者のためのボランティアが、いきいきと楽しく活動できる図書館

- ★「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実、参加者の拡大
- ★「図書館ボランティア連絡会議」の開催と継続

生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館

様々な図書館行事を積極的に行い、地域の文化発展に貢献する図書館

- ★図書館資料展示の内容充実
- ★新たな図書館行事の開催と充実（ビブリオバトル、ライぶらり等）
- ★学習グループ等と協働した活動の推進

生涯学習グループ活動を奨励し、その育成を図る図書館

- ★生涯学習グループへの支援の強化
- ★新たな生涯学習グループ活動の奨励

地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を深めていく図書館

地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

- ★地域の特性を反映した資料構成（コレクション）のための積極的な地域（郷土）資料の収集
- ★地域行政関係資料の積極的な収集・整備
- ★郷土出身者の著作物の積極的な収集・整備

地域（郷土）の歴史や文化に係る事業を積極的に行う図書館

- ★防府史料の刊行継続・電子書籍化のための、研究者との連携、史料の発掘、職員研修の強化
- ★上山満之進翁の顕彰と三哲文庫の事績の後世への継承

姉妹都市などの図書館との交流事業を推進し、国際理解を深めるための資料を積極的に収集・整理・保存・提供する図書館

- ★春川市立図書館との交流の継続と資料コーナーの整備
- ★外国語のサイン、図書館利用案内等の整備
- ★外国語の図書、新聞、雑誌、音楽資料、映像資料等の収集・提供
- ★日本語・日本文化学習のための資料、情報、機会等の提供

様々な教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館

学校や公民館との連携を深め、支援事業・協力事業を推進する図書館

- ★学校図書館とのネットワーク・システムの活用（資料・情報の共有化）
- ★学校教育活動、学校図書館への支援（資料・情報の提供等）・連携・協力
- ★将来設置が検討されている学校図書館支援センターとの連携強化
- ★学校司書の研修の機会や場の提供
- ★学校、児童館等への団体貸出（貸出文庫）、出張サービス（出前講座など）の充実
- ★公民館との連携強化による地域文庫サービスの内容充実

他の図書館や博物館・美術館との相互協力を推進する図書館

- ★資料相互貸借の推進と周知
- ★レファレンス協力・関係諸機関の紹介業務の推進と周知
- ★文献複写送付サービスの推進と周知
- ★資料収集・保存協力体制の確立
- ★他機関との連携による企画展などの開催

子どもたちの読書活動を進めていく図書館

子ども読書活動推進を図るための研究と事業を、積極的に行う図書館

- ★「第3次防府市子ども読書活動推進計画」中の市立図書館取組項目の推進
- ★市の関係部署等行政機関との連携強化
- ★「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」の実施
- ★児童サービス向上のための職員研修の強化

子ども読書活動推進のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

- ★「図書館ボランティア養成講座」の内容の充実
- ★子どもの読書活動に係る図書館ボランティアへの支援強化

障害者や高齢者に優しい図書館

障害者や高齢者が、気軽に楽しく簡単に利用できる図書館

- ★点字図書、大活字本、各種視聴覚資料、布絵本、拡大読書器、拡大鏡等の整備・充実と利用の促進
- ★行政機関の広報担当部署、障害者高齢者サービス担当部署、点字図書館、社会福祉協議会等との連携協力による情報発信の強化
- ★手話によるサービス、筆談によるサービスの推進
- ★障害者用郵送貸出サービスの周知と推進
- ★高齢者を対象にした新講座・イベントの開設
- ★高齢者・障害者施設への団体貸出の広報

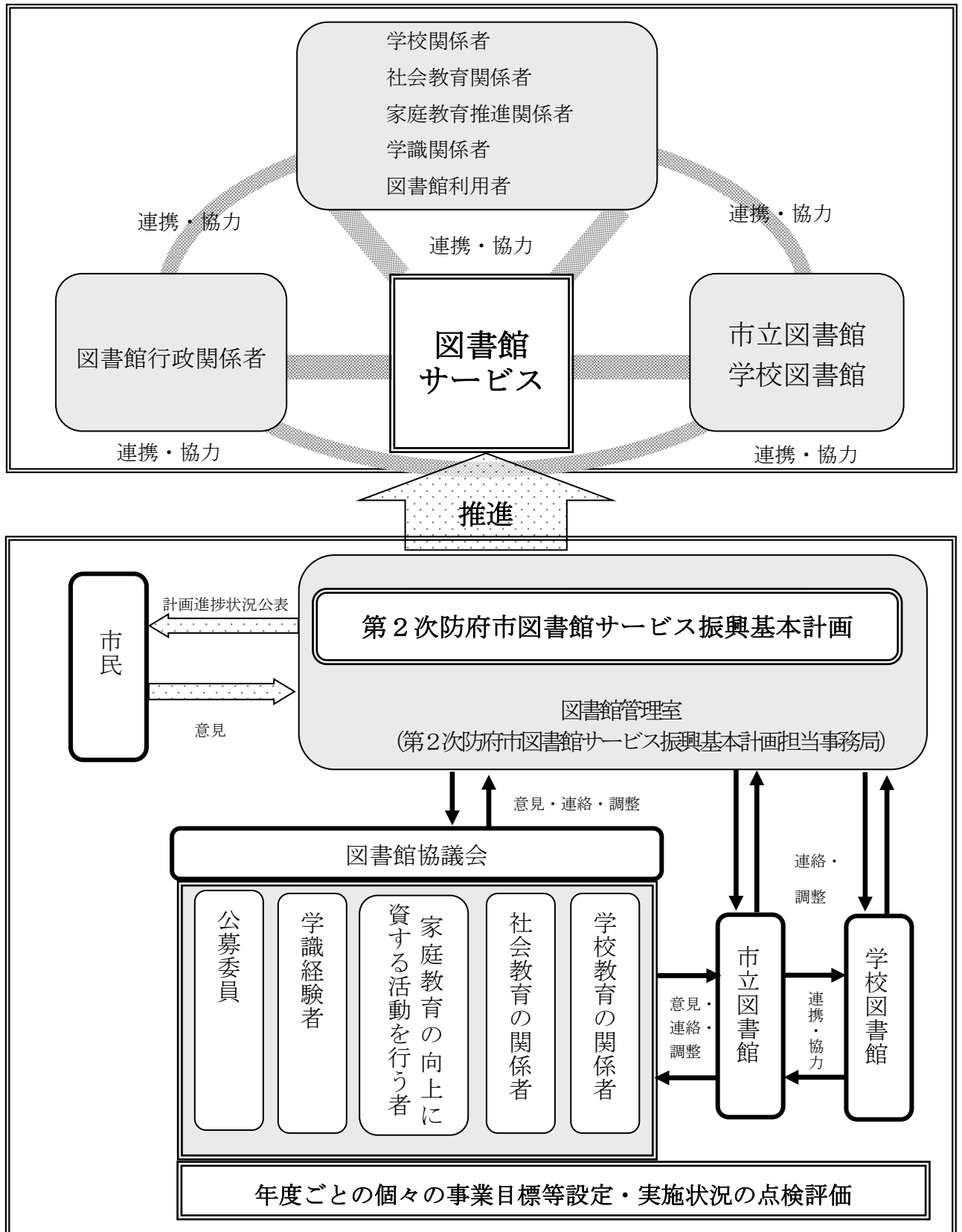
視覚障害者や高齢者のための対面朗読、音訳図書製作、郵送貸出などのサービスを、積極的に行う図書館

- ★ボランティア等と連携協力した点訳資料、音訳資料、布絵本等の製作
- ★対面朗読、視覚障害者用郵送貸出等のサービスの周知と推進

障害のある利用者のためのボランティア活動を奨励し、その育成を図る図書館

- ★ボランティア活動への支援強化（機会・場所・設備・資料・情報の提供などの活動支援強化）

推進体制図



資 料 編

- ★ 関係法令（●日本国憲法【抄】 ●図書館法 ●著作権法【抄】）
- ★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言
●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）
- ★ 第2次防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

★関係法令

●日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のた

めにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

●図書館法

昭和25年4月30日法律第118号
改正:令和元年6月7日法律第26号

第一章	総則(第一条—第九条)
第二章	公立図書館(第十条—第二十三条)
第三章	私立図書館(第二十四条—第二十九条)
	附則

図書館法

目次

第一章	総則(第一条—第九条)
第二章	公立図書館(第十条—第二十三条)
第三章	私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。))である市町村にあつては、その長又は教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公

共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

●著作権法(抄) 第31条 (図書館等における複製)

昭和45年5月6日法律第48号

改正:令和2年6月12日法律第48号

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

★図書館に関する宣言・綱領など

●図書館の自由に関する宣言

1954年 全国図書館大会採択

1979年 日本図書館協会総会改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不斷の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

●図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民

間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地

域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

★第2次防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

(令和2年度)

	所 属	氏 名
学校教育関係者	防府市小学校長会	廣森 やす子（西浦小学校）
	防府市中学校長会	原田 竜臣（大道中学校）
社会教育関係者	防府市青少年育成市民会議	河村 龍彦
	学校図書ボランティアネット・防府	新田 康子
家庭教育関係者	防府市母親クラブ連絡協議会	山崎 和代
	防府友の会	吉武 まり子
学識経験者	山口県立大学教授	安光 裕子【副会長】
	元山口県図書館協会会長	藤村 聡【会長】
公募	公募委員	堀越 政美

第 2 次防府市図書館サービス振興基本計画

令和 3 年（2021 年） 3 月発行

編集者 第 2 次防府市図書館サービス振興基本計画
策定協議会事務局
〒747-8501
山口県防府市寿町 7－1 防府市役所内
教育委員会教育部 教育総務課 図書館管理室
TEL(0835)-25-2590 FAX(0835)-22-5376
Email tosyo@city.hofu.yamaguchi.jp

発行者 防府市教育委員会